

# 外来医療機能を担う意向の 確認結果について

令和 7 年 (2025 年) 2 月  
熊本県山鹿保健所

# 第8次熊本県保健医療計画における施策の方向性

## 第2項 外来医療に係る医療提供体制の確保

- 各地域の実情を踏まえ、次に掲げる取組みを推進することで、住民に身近な外来医療を維持する。

### (1) 外来医療の分化・連携の推進

- ① 外来機能報告等の実施による、各地域の外来医療の見える化と地域での情報共有
- ② 外来医療全体に関する協議の実施、紹介受診重点医療機関の周知等
- ③ 医療機器の共同利用の促進
- ④ くまもとメディカルネットワークなど、ICTを活用した取組みの推進
- ⑤ 県民への上手な医療のかかり方の普及啓発

### (2) 外来医療を担う医師の確保

- ① 事業継承制度等の後継者確保対策の検討
- ② **初期救急や公衆衛生分野、在宅医療等に係る新規開業者への意向確認**
- ③ 熊本県地域医療連携ネットワークの構築により、診療所等を支える仕組み作り

# 鹿本地域において協力の意向を確認する外来医療機能

第10回鹿本地域医療構想調整会議  
(令和5年2月28日)資料2※一部修正

- ◆ 外来医療機能に関する鹿本地域ワーキンググループ（鹿本地域医療構想調整委員会）での協議概要は以下のとおり。（委員会開催：令和元年12月2日）

分野	目指すべき方向性
初期救急	<ul style="list-style-type: none"><li>当圏域では、ほぼすべての医療機関が対応しているが、医師の高齢化も進んでいることから、現状の体制を維持できるよう、既に対応している医師にも引き続き協力要請を行うとともに、新規開業を行う医師にも協力を要請する。</li></ul>
公衆衛生分野	<ul style="list-style-type: none"><li>○学校医：現状では、小・中・県立学校、支援学校21校に対して26人の医師が対応している。今後医師の高齢化による対応医師の減少が懸念されるため、現状の体制を維持できるよう、既に対応している医師にも引き続き協力要請を行うとともに、新規開業を行う医師に協力を要請する。</li><li>○予防接種：当圏域では、36医療機関が予防接種法に基づく予防接種を実施している。現状の体制を維持できるよう、既に対応している医師にも引き続き協力要請を行うとともに、新規開業を行う医師に協力を要請を行う。</li><li>○産業医：産業医は、ストレスチェックや長時間勤務者への対応が必要になったことに加え、働き方改革関連法により機能強化が図られており、健康相談等において、より一層の役割が求められているため、新規開業を行う医師に協力を要請するなど産業医の確保に取り組んでいく。</li></ul>
在宅医療	<ul style="list-style-type: none"><li>地域の高齢化の進展に伴い、住み慣れた地域で自分らしく暮らすために在宅医療の需要が一層高まることが予想される。今後、新規開業を行う医師に協力要請を含め、在宅医療に取り組む医療機関等資源の把握や調整を図りながら、在宅医療に携わる医療機関の連携体制を強化して取組みを進めていく。</li></ul>

上記の結果を踏まえ、鹿本地域で一般診療所を新規開業する医師に対して協力の意向を確認する外来医療機能は、「初期救急（在宅当番医）」、「学校医」、「予防接種」、「産業医」、「在宅医療」、**新型コロナウイルス感染症を含む「新興感染症等に係る診療・検査体制への協力」**の6項目とする。

協議での意見を踏まえ、**朱書き部分**を追加

# 協力意向の確認に係る運用について

第11回鹿本地域医療構想調整会議  
(令和5年9月5日)資料2※一部修正

(参考)「外来医療機能に係る確認書」

## 【運用開始時期】

令和5年(2023年)10月1日

## 【具体的な方法】

菊池保健所において、開業届の提出時に、右の確認書の提出を求める。

## 【意向確認結果の報告】

年2回程度、鹿本地域医療構想調整会議で事務局から報告を実施



R6.8～R7.1：新規開業なし

鹿本福祉地域

外来医療機能に係る確認書

年 月 日

熊本県菊池保健所長 様

開設者 住所  
氏名  
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名〕

地域で不足する外来医療機能を担うことの意味の有無について、下記のとおり提出します。

医療機関の名称	電話番号
開設の場所	
開設予定年月日	年 月 日
管理者	住所 氏名 電話番号
診療に従事する医師の氏名等	氏名 担当診療科名 診療日又は 新 務 日 診療時間又は勤務時間
次の外来医療機能を担うことへの意思	有・無
有の場合、担う予定の機能 (該当に全て○)	① 初期救急医療(在宅当番医・出動協力医等) ② 学校医 ③ 予防接種 ④ 産業医 ⑤ 在宅医療 ⑥ 新型コロナウイルス感染症を含む「新興感染症等に係る診療・検査体制への協力」
無の場合 その理由	

(備 考)

(1) 届出内容については、地域医療構想調整会議(外来医療提供体制の協議の場)において共有し、不足する外来医療機能を担う意思がない時には、その理由等について説明を求める場合がある。

(2) 届出内容に変更が生じた場合には、速やかに本様式により報告すること。